会 議 録

会	議	Ø :	名 称	第26回朝霞市新型コロナウイルス対策本部会議
				午後2時30分から
開	催	日	時	令和3年6月18日(金)
				午後2時40分まで
開	催	場	所	朝霞市役所別館2階 全員協議会室
Ш	ļ	东	者	富岡市長、神田副市長、二見教育長、尾口消防署長、宮村市長公室長、毛利 危機管理監、須田総務部長、清水市民環境部長、佐藤福祉部次長、麦田こど も・健康部長、笠間都市建設部長、宇野審議監、望月会計管理者、木村上下 水道部長、村山議会事務局長、金子学校教育部長、神頭生涯学習部長、太田 監査委員事務局長 (事務局) 〈健康づくり課〉田中次長、坂田課長補佐、斎藤課長補佐、森田主任 (危機管理室)田畑副審議監 (シティ・プロ―モーション課)星加課長
会	議	内	容	(1) 朝霞市がまん延防止等重点措置の適用区域から外れた場合の対応に ついて (2) その他
会	議	資	料	・第26回朝霞市新型コロナウイルス対策本部会議次第・別紙「6月21日以降の対応について」
				□電磁的記録から文書に書き起こした全文記録
				□電磁的記録から文書に書き起こした要点記録
				■要点記録
会	議	録	\mathcal{O}	□電磁的記録での保管(保存年限年)
作	成	方	針	電磁的記録から文書に書き起こ した場合の当該電磁的記録の保 存期間 □会議録の確認後 消去 □会議録の確認後 か月
				会議録の確認方法
そ	\mathcal{O}	他	の	
必	要	事	項	
智	審議に	内容	(発言	者、発言内容、審議経過、結論等)

- 1 開 会 第26回朝霞市新型コロナウイルス対策本部会議を行うことを報告
- 2 議 題 富岡市長が本部長となり、議事進行を行った。
 - (1) 朝霞市がまん延防止等重点措置の適用区域から外れた場合の対応について

危機管理監より、6月21日以降の国と埼玉県の対応についての報告

- 1. 国の対応
- (1)緊急事態宣言については解除(沖縄県を除く) ⇒まん延防止等重点措置に移行 埼玉県は、まん延防止等重点措置を継続
- (2) 期間 令和3年6月21日(月)~7月11日(日)
- 2. 埼玉県の対応
- (1) まん延防止等重点措置の継続 区域を限定:さいたま市、川口市 朝霞市を含む13市町については解除
- (2) 内容
 - ア 県民に対して
 - ・ <u>感染防止対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮の要請に応じていな</u>い飲食店等の利用自粛
 - ・不要不急の外出・移動の自粛
 - ・路上、公園等における集団での飲酒など感染リスクが高い行動を控える
 - ・<u>飲食の際は90分を限度とし</u>、昼夜を問わず、マスク飲食、黙職、個食、静美食を徹底
 - イ 飲食店に対して
 - ・措置区域(さいたま市、川口市)
 - 措置区域以外(朝霞市等) 飲食店の営業時間短縮 午前5時から午後9時まで 酒類の提供は午前11時から午後8時まで ただし、4人以下、又は同居家族のみのグループに限定
 - ※彩の国「新しい生活様式」安心宣言飲食店+の認証を受けること

こども・健康部長より、朝霞市の対応についての提案

- ・市民会館、産業文化センター、市民センター等については、通常開所とする。
- ・イベント等については、基本的には感染対策を講じたうえで実施する。

都市建設部長より公園の開所等についての報告

- ・城山公園、田島公園、朝霞の森の駐車場を21日から通常通り開放する。
- ・青葉台公園、朝霞中央公園のキッチンカーについては、アルコール抜きで営業する。
- ・青葉台公園、城山公園の親水施設についても再開する予定。

今後の対応について各部より報告

消防署

・ローテンション勤務、時差出勤、私用車の利用などの感染症対策を行っていたが、 20日をもって全て解除する。

市長公室

・正午に、まん延防止に関する注意喚起の放送を行っていたが、終了とする。

市民環境部

・市民会館、市民センターは、通常開所とする。

福祉部

・総合福祉センターとシルバーサロンは週明けより通常開所とする。なお、朝霞地区更 生保護サポートセンターは、7月1日(木)より通常開所する。

こども・健康部

・健康増進センターについては、週明けから通常開所とする。

学校教育部

・本市の感染状況を踏まえ、国の管理マニュアルや県のガイドラインに沿って、対策を 講じる。

生涯学習部

・公民館、スポーツ施設の利用時間及び学校開放授業について通常通りとする。

広報について

- ・現在、市内掲示板に掲示されているポスターを撤去。
- ・変更点について、ホームページ等で周知する。

	(2)	その他
		こなし
2		
ర	閉	云